千葉県遊漁船業の適正化に関する法律の施行に係る
不利益処分等基準取扱要領の改正について

令和８年１１月９日
千葉県農林水産部水産局水産課

北海道知床沖の遊覧船事故等を受け、遊漁船業の安全性の向上等を図るため、遊漁船業の適正化に関する法律が改正されました（令和５年６月２日公布、令和６年４月１日施行)。

県では、遊漁船業の適正化に関する法律に基づく不利益処分の処分基準等を定めた要領を制定しており、今般、法改正に伴う処分基準の新設等が必要となったため、要領の所要の改正を行います。

１　要領改正のポイント

（１）法改正への対応

・法改正で新設された条項（事故報告等）の違反に対する処分基準の新設

（２）適切な行政指導や不利益処分を行うための対応

・違反内容や状況に応じた処分内容の加重・軽減に係る規定の新設
・加重・軽減規定の新設による処分基準の一部見直し
・行政指導や不利益処分の運用の明確化
・遊漁船業団体に対する行政指導や不利益処分に係る規定の新設

２　施行予定日

令和８年１２月

【別添資料】

・要領の改正（概要）
・新旧対照表
・遊漁船業の適正化に関する法律